05 法務省（第10次特区 最終回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050010	寄港地上陸許可の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際的慣習もしくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により日本国領事官等の査証を必要としないことされている六十歳以上の旅券、法第二十六条の規定による再入国の許可を受けている者の旅券又は法第六十一条の二の十二の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。	現行法で規定されている寄港地上陸許可を、2ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船による外国人観光客に対しても付与可能とする。	外航クルーズ船による外国人観光客増大を図ることにより、観光による港湾の活性化、並びに外貨獲得による地域経済の振興を図る。具体的には、中国等、一定の国・地域の旅券所持者が数が国へ渡航する場合には、事前に日本政府の在外公館が発給する査証（ビザ）取得が義務づけられているところ、特例上陸許可による場合は査証は必要とされていないことから、周遊型外航クルーズ船により沖縄県の区域で入・出国する外国人観光客については、特例上陸許可（寄港地上陸許可）によることができるものとする。	沖縄振興特別措置法に基く沖縄振興計画は「国際的海洋性リゾート地の形成」の一環として「クルーズ船の寄港」促進を謳っており、沖縄県及び那覇港管理組合においてもクルーズ船寄用岸壁の整備を推進、クルーズ船社や旅行社等への寄港誘致活動を展開していると ころ、一般に周遊型外航クルーズ船の乗客は陸上での宿泊もなく、上陸時間もわずか10時間程度に過ぎないにも関わらず、一般の観光客同様に査証取得が義務づけられていること、及び長時間を要する入国審査等が寄港誘致の大きな障害となっている。日本本土から隔絶した島嶼県で本土への移動手段もほぼ航空機に限定されている沖縄の場合、寄港地上陸許可により外国人乗客の査証取得等にかかる負担を軽減したとしても、寄港地上陸許可には行動範囲の制限が付されることから、効果的に不法滞在等を抑止できると考える。	C	IV	現行においても、7ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船の長又は当該船の運送業者が寄港地上陸の許可の申請を行うことは可能であるが、クルーズ船のツアー客を装って不法入国を画策する事案や、観光客を装い、寄港地上陸許可制度を悪用して不法残留が後を絶たず、加えて、政府の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や「テロの未然防止に関する行動計画」等に基づき、テロリスト、犯罪者等の流入防止のため強力な水際対策を推進しているところであり、観光目的の場合は、寄港地上陸の許可の申請ではなく、査証を取得（在外公館における審査）した上で通常の上陸申請をするよう指導しているところである。	沖縄県に寄港するｸﾙｰｽﾞ船から不法入国が発生した事案は1件も承知していない。全国一高い失業率や島嶼性等からｸﾙｰｽﾞ船による不法入国・滞在事案は殆どないと考える。約550万人の観光客の3ヶ海外はわずか約14万人にとどまっており、知事選の公約に「リ・ビ？特区」が掲げられる等、国際観光の振興は県経済の自立にとって重要且つ喫緊の課題となっている。沖縄県としては関管はもとより関係行政機関と一体となって万全の不法滞在防止策を講ずることとしている。法務省は平成11年に「応用倫理・地域からの沖縄防障案の増加に資する」ための出入国管理の緩和措置を実施しており「地域特性」への配慮をお願いしたい。（別紙有）	右記提案主体の意見を踏まえ検討し、回答されたい。	C	IV	入管法違反事件に係る通告手続は当局の所管であるところ、当局のみが把握している不法入国、不法滞在等の該当事案はある。 いったん入国した テロリスト、犯罪者、不法入国者、不法滞在者等を発見することは容易でなく、発見までの間に犯罪等を起こすことも可能となる。これを防ぐには、そもそもそもその者を入国させないことが必要であり、したがって、前回回答のとおり、全国的に強力な水際対策を実施しているものである。 「クルーズ船による不法入国・滞在事案は殆どないと考える。」とあるが、現在そうした状況にあるのは、厳格な水際対策を行っているからである。1ヶ所でも水際対策を緩めれば、そこから入国後、真の目的地へ移動することなく、結果として、全国において実施している水際対策を形骸化させることになる。 問題の外国人観光客については、その受入れを促進していくことしているが、そのスクリーニングのひとつとして在外公館において査証審査を行っているものであり、観光を目的として上陸を希望する場合は、査証を取得した上で通常の上陸申請をすべきである。 なお、別紙において、「通常クルーズ船船が各寄港地にて乗客を一時下船させる場合においても、船社が一括して乗客のパスポートを管理し、本人への所持は共同でしていない。」とあるが、入管法第23条において、旅券は外国人本人が所持することとしており、これを携帯しなかった者は処罰の対象となる（入管法第76条）ので、即刻、是正されたい。	具体的な弊害情報を含む提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	IV	旅行会社が査証申請のために行う申請書類等の確認と在外公館における査証審査は、その審査内容、期間、観点等すべてにおいてまったく異なるものであり、そもそも代替できる性質のものではない。 査証の取得を免除されていない者について、たとえ一部地域であったとしても、実質的に査証取得を免除するのと同様の措置をとることは、前回回答のとおり、結果として、全国において実施している水際対策を形骸化させることにつながる。 観光を目的として上陸を希望する場合は、査証を取得した上で通常の上陸申請をすべきであって、査証の取得手続を回避するために、実質的に査証取得を免除するのと同様の措置をとることはできない。	1018010	沖縄県、那覇港管理組合	警察庁 法務省 外務省
050020	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置	-	相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同種の業務を行うことが担保されるのであれば、複数職種での研修及び技能実習を認める。 具体的には、各期間は当グループ内での活動に限り、関連する他職種（食品加工など）での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない事情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種での研修及び技能実習を認める。	北海道の露地栽培を対象とした研修及び技能実習では冬期間は実地での作業が困難なことから、複数職種での研修及び技能実習を認める。 具体的には、冬期間は当グループ内での活動に限り、関連する他職種（食品加工など）での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	提案理由： 北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 代替措置： 受け入れた者が失踪などの問題を おこさないよう、対象者は身元が明らかな者に限り、日本滞在中は当グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	D	-	相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同種の業務を行うことが担保されるのであれば、複数職種の作業の研修を行うことができる。なお、この場合においても技能実習移行時における技能評価は、技能実習移行対象職種のうちいずれか一つを選択する必要がある。また、技能実習において複数の作業が行われる場合、当該技能実習計画が適切か否かは、個別に判断される。	私達は、複数の組織体からなる企業グループであり、本提案の趣旨は、農園、食品など受入先は複数の企業が想定されることから、受入先となる法人が異なること、グループ内の業務は相互に関連している部分も多いことから、②グループ企業内の職種は関連する職種として認められるが（例えば、夏は農業、冬は清物・洋菓子製造など）であり、上記2点について回答願いたい。 清物・洋菓子製造は、JITCOの認定職種ではないが、私達の農園で生産した原料を使い製造しており、農業生産から加工・販売まで一貫した研修が行えると考える。 なお、受け入れは関係する企業を含んだ事業協同組合を1次受入機関とすることを想定している。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	—	—	相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同種の業務を行うことが担保されるのであれば、複数職種の作業の研修を行うことができることは前回述べたとおりであり、実際の研修を複数の機関に受け入れさせて実施することは、研修の実効性の観点から、受入れ機関による研修生の監理の観点からも、適正な研修の実施が指導される可能性が高く、このようなことが生じない場合でなければならない。 また、「グループ企業」内の各企業の業務が相互に関連するか否かは、各申請毎に個別に判断されるものであるから、グループ企業」内の企業の業務であることのみをもって、研修の実施に際し、直ちに、関連性を有するものと評価することはできない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。 また、貴省の回答は「グループ企業内の各企業の業務が相互に関連するか否かは、各申請毎に個別に判断されるものである」ということであるが、どのような場合に認められるのか示されたい。	C	—	貴省が懸念している研修の実効性と研修生の監理について次の通り対応したい。 ①研修生の監理は、通常の受入企業と同様に事務を行うことができるよう、グループ内に受入事務を行う専属部門及び責任者を新設し、研修生及び技能実習生の受入に係る組織体制及び責任分担を明確にするとともに、受入責任者や実際に研修及び技能実習を行う現場責任者、取締機関などの関係者間で情報共有するための仕組み（メーリングリストなど）を構築する。 ②研修の実効性は、技能評価を受けた上で、生産から加工まで一貫した研修及び技能実習を学ぶことは、送出機関からのニーズもあり、帰国後の多角的な展開が見込めるなど通常より実効性が高いと考えている。	1027010	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省
050030	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区	-	-	地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合でも、公共サービス改革法の手続きに則った場合は、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を適用することを可能とする。	地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数ある。地方自治法第14条第3項による違反と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑は異なっているため、事業者の安定的な公務執行の担保が十分でない。地方における民間参入の阻害要因となる。地方に おいても、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定を適用した い事業については、公共サービス改革法に沿った入札手続をとることを条件として、適用可能とできるよう求める。	地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業については、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合とでは、適用される量刑が異なってくる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市民にとっても不安であり分かりづらい。より一層の民間参入促進と同時に、事業者の安定的な公務執行を確保するため、公共サービス改革法に則った手続きを経った場合に限り受託民間事業者に公共サービス改革法上のみなし公務員規定が適用されるよう、検討されたい。	E	—	みなし公務員規定は、刑法上の規定ではなく、そもそも刑法は根拠法令等には該当しない。 みなし公務員とするかどうかは政策的判断であり、法務省の所管ではない。 公務員とみなされることにより、公務員に対する罰則が適用されることなるという意味においては、刑法にも関係はするが、そのような観点からいえば、刑法に限らず、およそ公務員に対する罰則を有する法令については、根拠法令となるはずであるところ、そうなってはいない。				E	—						1029150	多治見市	経務省 法務省 内閣府
050030	公共サービス安心簡放特区	-	-	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	本市では、業務委託や指定管理者を通じて多くの公共業務の担い手を民間に開放しているが、現制度下では、これらの事業者と市の関係は従前からの受託者と委託者の枠を超えるものではなく、公共業務を担う協働のパートナーとしての責任分担が明確ではない。また市民にとって、公共業務に民間人が携わることは、中立性や守秘義務に不安を伴いがちである。ところで、公共サービス改革法のみなし公務員規定は事業者への統制と保護という2つの側面を有し、両者が相俟って公務の中立性・公正性や所清確実な業務遂行を担保する。しかし同法に基づかない委託や指定管理者には、この規定を適用できず、市条例で同様の規定を定めることも困難と考える。そこで、市が条例により定める業務に従事する民間事業者及び従業員については、従事する業務の範囲においての執行を公務とみなし、適正な業務の遂行と責任の明確化を図りたい。	E	-	みなし公務員規定は、刑法上の規定ではなく、そもそも刑法は根拠法令等には該当しない。 みなし公務員とするかどうかは政策的判断であり、法務省の所管ではない。 公務員とみなされることにより、公務員に対する罰則が適用されることなるという意味においては、刑法にも関係はするが、そのような観点からいえば、刑法に限らず、およそ公務員に対する罰則を有する法令については、根拠法令となるはずであるところ、そうなってはいない。	見なし公務員の肝は贈賄罪と考える。見なし公務員が適用できずとも、公務執行妨害罪は業務妨害罪で、職務強要罪は強要罪で、封印破棄罪は器物損壊罪で、公務員職権濫用罪は強要罪で、各代替可能と考えるが、贈賄罪は主体を公務員に限定しており、しかも罰則が類似した他の刑罰がないため、民間人による公正な公共事務の執行を担保するための法の空白が存在する。そこで、①「贈賄罪に相当する行為について、条例に「贈賄罪相当罰」を設け罰則を定めることの可否を伺いたい。②次に①が可である場合でも、自治法と刑法では罰則の重達が大きいことに鑑み、市が条例で公務と見なした業務に従事する民間人に対する贈賄罪の適用を求めたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	E	—	条例の制定は、法令に違反しない場合に限られ（憲法94条、地方自治法14条1項）、そもそもそれぞれの趣旨、目的、内容及び効果等を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決せられるべきである。 ところで、公共サービス改革法は、官民競争入札実施要領等の手続に則り契約された一定の公共業務に従事する者に限り、みなし公務員規定を設けて規制しているところ、同法の対象外である公共業務の受託事業者について、条例により同様の規制をすることにあたっては、公共サービス改革法の趣旨等に矛盾抵触しないかについての検討が不可欠であると考えられる。 なお、条例に、刑法の適用についてのみなし公務員規定を置くことは、刑法上の収賄罪、公務執行妨害罪等の法定刑の長期が懲役2年を超えることにかんがみれば、地方自治法の授権を超えた刑罰規定を設けることになるのではないかとの疑義がある。	右記提案主体の意見を踏まえ検討し、回答されたい。	E	—	条例で刑法の適用についてのみなし公務員規定を置くことが、自治法の授権を超えることになる疑義が生ずるとのご指摘には、本市も同感である。しかし、刑法の贈賄罪に特例を設け、贈賄罪の主体や客体である「公務員」に「条例で公務と見なした業務に従事する民間人」を加えていただければ、この疑義は解消されるものと思慮する。自治体とは地方政府・地方議会であり、住民から選挙された首長・議員から構成されているのであり、選良が制定した条例で「贈賄罪をもって公正な執行を担保すべき公共事務とは何か」を自己責任で決定可能とすることこそ、地方自治の本旨に符合するのではないか。是非とも、本提案の趣旨をお酌み取りいただきたい。	E	—	刑法上の贈賄罪は、公務の適正・公正への信頼を保護法益とするものであるところ、同罪に特例を設け、「公務員」に「条例で公務とみなした業務に従事する民間人」を加えることは、個々の自治体によって、刑法上の保護の対象となる業務の種類にばらつきが生じ得ると、刑法の保護に値する適正・公正への信頼と無関係の業務についてまで、贈賄罪による保護を及ぼす余地を認めることとなり、刑法上の贈賄罪の本質に反するおそれがあるため、妥当でない。	1082010	草加市	総務省 法務省 内閣府
050040	医療事故調査委員会の設置と調整する旨の規定の創設	刑法211条1項 刑事訴訟法189条2項、191条1項、189条1項、210条1項、213条	医療事故について業務上過失致死罪等の嫌疑が認められる とき は、被疑者を逮捕することができる。	医療事故について業務上過失致死罪等の嫌疑が認められるとき は、被疑者を逮捕することができる。現状では突然、医師が逮捕される可能性があるため、医師は多くの患者を抱えながらも、突然逮捕される不安で医療に真摯に集中出来ます、治療中の患者の生命にも危険にさらす可能性も危惧され、そこで事故調査委員会が組織を出ます逮捕の執行を猶予する措置を求める。	愛知県の主要機関メンバーで理事が構成される日本医学歯学情報機構が中心となり、適正な医療事故の調査を行う。その結果を管轄に提出し、この報告書をふまえて審査を行う事により、警察は事門家による詳しい情報を入手することに、いわゆる患者より の一方的な情報による誤認逮捕を防ぐことが出来る。さらに、医師はその間に現在治療中の患者への対応等の手配が可能となる。（詳細別紙）	医療界においては医療の高度化、国民の高齢化により医療事故の多発、また患者の医療不信により警察に届け出て刑事事件として対応する事例が生じている。しかも医療を受ける患者は健康状態では なく医師自身過労などにより一生懸命従事していても、発生した事故に対して、何故、犯罪として取り扱われなければならないか、という思いが強い。現状の刑法においては惨定外の状況である。医療事故においては逮捕される前に十分事故調査が専門家らにより行われ、これを参考にして捜査機関は対応するシステムを政令または省令として目指すための特区においてモデル化を試みる。	C	I	重大な医療事故が発生し、業務上過失致死罪等で問疑すべきと認められる場合、警察が発生段階から関与しないこととなると、証拠の収集・保全等の初動捜査を行うことができず、その結果、真相の解明及び事案の適切な処理に支障が生じ、被害者等の刑事司法に対する信頼を損ない、ひいては治安に影響を及ぼすことになりかねない。加えて、司法制度は全国一律の公平な制度が確保されていることが必要であることを考える と、本提案は特区になじむものではない。		C	I								1044010	特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構	警察庁 法務省 厚生労働省
050050	留学生アルバイト時間「28時間／週」の廃止	出入国管理及び難民認定法第19条	法務大臣は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。	現在規定されている留学生の労働時間制限（週28時間）を廃止し、日本人の一般学生と同様に週40時間労働する機会を得ることにより、働きながら学ぶ留学生を支援する。	既にまちづくり活動を行っている提案主体である宇都宮駅東口まちづくり会社では、福島空港開港、宇都宮駅東口開発を契機に、特にアジアとの国際交流実現を宇都宮のまちづくり戦略の一つとして展開している。方針である、留学生の受け入れ窓口・運営管理を行う国際交流センター（仮称）を主体として定め、アルバイト の斡旋、地元大学での受け入れ等の仕組みとあわせて規制緩和を行うことにより、向学心の高い留学目的の学生を選別し、将来の国際交流のための見育 を人材確保を目指す。具体的には中日文化経済交流協会と協力し中国の3年制大学卒業生の日本4年士大学の留学生推、地域大学への留学生の斡旋等を想定している。	C	IV	留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、かつ、留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 加えて、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、すべての留学生について、これ以上の就労（例えば週40時間）を一律に認めることは、「留学」としての本来の活動と両立するとは考え難く、むしろ、留学生の名目で実質的に労働者として受け入れることなり、これは労働者の受入れ問題として扱うべきものである。 なお、アルバイトに限らず、個別具体的事案について判断した結果、在留状況に問題がなく、資格外として行おうとする活動が在留資格「留学」としての本来の活動を阻害しないことが認められれば、週28時間を超える資格外活動が許可される場合もある。	新聞・テレビ等ではあたかも多くの留学生（特に中国）が問題を起こすかのように報道されているが、大半の留学生は日本で先端技術等を熟心に学び母国である程度の地位を築くとともにその後母国と日本の交流の要となる人材に育っており、日本の国際化に大きく貢献している。今後国際交流の活発化が予想される一方、アジア留学生は裕福層から一般層へ学生の質が変化しつつあり、一般層では本国以外で比較的学費の安い日本への留学が大学教育を受ける数少ない機会となっている。このような状況下での就労時間の制限は、アジアの先進国である日本が生活に余裕のある留学生のみを選別し、向学心のある留学生の修学の機会を制限しているとも言われかねない。確かに就労目的留学生の受け入れには問題があるため、本提案では既に実施されている留学生の支援組織と連携しつつ規制を緩和するとで学都宮における国際交流を進展させることを提案している。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	IV	報道の影響が大きく資格外活動における問題頻発の実態は明確ではない。また、中日文化経済交流協会での支援を前提としている本提案では就労目的での留学生の排除は可能である。さらに、欧米より比較的学費が安いことが日本留学の要因の一つとなっており意欲がある資金力のない留学生の希望が増加しているのが現状である。日本の学生は生活費を稼ぐために週40時間を認められており、留学生に限り働きながら働き学ぶ機会を制限されるのは問題である。また、宇都宮中心部の地域活性化、地元企業の活性化、国際化の取組みの一環として特区申請をしており、特例として個別判断での対応では、地域の活性化策として有効に機能させられない。		C	IV								1057010	宇都宮駅東口まちづくり株式会社	警察庁 法務省
050050	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	法務大臣は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。	入管法で在留資格が留学の場合、アルバイトが出来る時間数は1週間につき最長28時間と制限されている。このため、採用側が雇い入れを躊のため、苦学留学生の生活困窮の一因となっている。ついては実態に合わせ、このアルバイト労働時間の規制を緩和すべきである。	少子高齢化で国内労働者が不足する中、留学生アルバイトの労働力も重要になってきている。特に留学生についてはサービス業に従事することが多く、時間規制によりアルバイト先の選択を狭めている。アルバイト労働時間の規制を緩和することにより、就労先の選択が広がると同時に苦学留学生の生活を助けることになる。また卒業後も優秀な学生が日本に残り国際化社会の新たな労働力の担い手となり得る。	C	IV	留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、かつ、留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 加えて、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、すべての留学生について、これ以上の就労（例えば週40時間）を一律に認めることは、「留学」としての本来の活動と両立するとは考え難く、むしろ、留学生の名目で実質的に労働者として受け入れることなり、これは労働者の受入れ問題として扱うべきものである。 なお、アルバイトに限らず、個別具体的事案について判断した結果、在留状況に問題がなく、資格外として行おうとする活動が在留資格「留学」としての本来の活動を阻害しないことが認められれば、週28時間を超える資格外活動が許可される場合もある。		C	IV								2003010	幽ヒンサッポ゛(株)日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁 法務省

05 法務省（第10次特区 最終回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050060	在留外国人の介護福祉士への養成と国家資格取得後の老人介護施設での就労	-	我が国の介護福祉士資格を取得したことのみを要件として在留を認める制度はない。	外国人介護福祉士の研修・就労の受入れは、18年5月にフィリピンとのEPAにて一部解禁されたのは、周知の事実である。しかし、今後、介護を必要とする高齢者は激増し、今回の受入れ枠では十分とはいえない。 そこで、老人介護施設の整備に伴い、介護人材を特に必要としている地域には次の規制を緩和する。留学卒業生などで、日本に在住する外国人で、一定レベルの語学力と見識を持った者を介護福祉士として養成し、国家資格取得後の就労を認める。	外国人留学卒業生の日本での就職率は、約10%で、就職したくても就職が出来ない者が多数いると予想される。 日本語を習熟し、日本文化を知る大学卒業生に、更に経営・専門学校卒業生などで旦、母国の大学卒業生または母国の看護師資格を持つ者を介護福祉士として養成し、就業の機会を広げ活用する。 横浜市は日本最大規模の政令市で、高齢人口も急増し、それに伴い介護施設も増設しているが、介護人材の不足が顕著である。開港150年間近な国際都市として、高齢社会への対応は待ったなしの必須要件であり、国際貢献も担いたい。	横浜市では、現在第3期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームを急ピッチで整備している。加えて、有料老人ホームの増設も進んでいる。高齢社会の進展により高齢者施策はますます重要になるが、介護分野で働きたい人材は反対に先細りの状況にある。世界でも高齢化が進む国は多く、特に中国においては、今後、高齢化の進展は顕著になると考えられる。外国人留学生などに就労の機会を与えると共に、世界で最も高齢化の進んだ日本の現状とその先進技術を学んでもらい、そこで得た知識や技術を帰国した後に母国で活用してもらう。一方、急激な整備で人材の確保がままならない横浜市内の老人介護施設運営の安定を図る。	C	I	本提案は、外国人労働者の受入れとして扱うべきであり、政府として、国内労働市場への影響等も勘案した上で検討する必要がある。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	○介護福祉士を「専門的・技術的分野」として受け入れる分野に該当しないと判断するのであれば、その理由についてご教示いただきたい。 ○労働者問題として雇生労働者が前向きな判断をした場合には、貧者も柔軟な対応をしていただきたい。	C	I	前回回答のとおり、本提案は、政府全体において検討されるべきものであり、特定の省庁により判断されるものではない。			C	I		1063010	横浜市健康福祉局、横浜市福祉事業経営者会、日総ニフティ株式会社、横浜市社会福祉協議会、横浜市福祉サービス協会、NPOグローバル人材育成協会	警察庁 法務省 厚生労働省
050070	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」（「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発）の為の情報公開に関する事項	不動産登記法第153条	登記簿等について，行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用しない。	情報公開制度上、情報公開法の適用が除外されているものに登記簿等と記載されているが、東京都練馬区内の政府未利用地を含む国有地等の情報公開を求める。	①練馬区内に所在する未利用国有地（6件）の情報 ②一般には情報公開されていない未利用国有地及び一軒家物納物件の情報 ③宿舎用地で今後利用形態が見直される予定の国有地	練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることなっており、登記簿等は適用が除外され、また、一部公開されている情報も競売等売却情報が大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用に係る政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づく入手は困難である。そこで、まちづくりの観点とて利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。			E	I	提案者は、登記簿等（登記記録）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の適用除外されていることを規制と考えているようであるが、これは誤解である。登記制度は公開を前提とする制度であり（不動産登記法第119-1 20-1 21条）、登記記録の公開について、不動産登記法において独自の完結した開示制度を備えているので、情報公開法の適用が除外されているのであり、規制ではない。 したがって、登記記録の公開を希望するのであれば、不動産登記法の規定に従って請求していただければよい。登記簿等については、不動産登記法の規定に従い、請求することにより、閲覧することができるので、特段の問題はないものと考える。	E	I				E	I		1079010	すずしろ環境開発事業協同組合	経務省 法務省 財務省
050080	播州織産地における外国人研修・技能実習「職種」織布運転の 滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（平成五年法務省告示第百四十一号）	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもら う仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 ※在留資格「研修」（1年）＋在留資格「特定活動（技能実習）（最長2年）→在留資格「研修」（1年）＋在留資格「特定活動（技能実習）（最長4年）	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若し意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 （現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。）	○ 研修生は、現行3年間の滞在期間では播州織りの製織準備工程を習得することができず、派遣元企業から要請されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があって初めて派遣元企業が期待する人材の育成に繋がることなる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。 ○ 研修生の不法就労等を巡る問題については、適正に受入れを行う、事後の管理体制を確立し、問題が発生していないところについ て、地域を限定して3年間の受入れを行うことを認めていただきたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	○技能実習生の母国企業では、技能実習生が織物工程の責任者となることを期待しているが、現行の製織準備工程を習得しただけでは、母国でその成果を効果的に活かすことは難しい。織物製造のメインは製織であり、その技能の習得があって始めて同工程の研修成果が活かされるためである。 ③研修生の受入体制、管理体制が整っているところについては、地域限定で5年間の受入れを認めていただきたい。 ③回答内容のうち、「なお、研修期間の短縮・・（以下略）」については本照の提案内容を踏まえたものではないため、次回の回答は提案内容を踏まえた回答をお願いしたい。	C	III	前回回答のとおり、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としており、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。 ただし、一旦母国後、より上級の又は関連する技術、技能等の修得を目的とする再研修を希望するのであれば、法務省ホームページで公表している再研修のガイドライン「再研修及び交替制による研修に係る要件の明確化について」を参照されたい。	新聞報道等によると、現在、国において外国人研修・技能実習制度の見直しを行っているとのことであるが、今後どのような体制・方向・スケジュールで検討されるのかご教示くださいまた、見直し作業の中で本照の提案内容（滞在期間の延長）の実現を図られるようお願いしたい。	C	III	研修・技能実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）」において、実務研修中の法的保護のあり方等について本年度中に結論を得ることとされ、検討を進めており、具体的にお示しできる段階ではない。 また、前回及び前々回回答のとおり、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としてあるため、まずはそれらを防止することが先決である。	1080110	兵庫県	法務省 厚生労働省
050080	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（平成五年法務省告示第百四十一号）	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間 技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われ、研修期間は6か月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間 渡航期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6か月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は2．5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりした技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、渡航期間、研修期間中の働いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	C	III	研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に、より高度な技術・技能の修得を目的とする各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案などの問題が払拭されない現状が依然としており、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。 なお、研修期間の短縮については、「一定レベルの技能や日本語能力」の具体的内容、それらを「身につけている」ことをどのような方法で客観的に評価するのかが全く不明であり、「研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はない」とする根拠も明確でなく、「研修期間は6ヵ月でも十分である」とは考えられない。	C	III				C	III		2004010	社団法人日本自動車工業会	法務省 厚生労働省
050090	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可（数次再入国の許可を含む。）を与える場合には、当該許可が効力を生じるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、特例措置501～503により在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長（最大在留期間まで）を個別に判断するものとする。	○大型放射光施設SPring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。（特例措置：501～503、504） さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	○ 推薦科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 ○ 「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があること、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。 なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料（受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等）をあわせて提出することで、個別に判断するものとする。	C	I	入管法において、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は3年以内としているところであり、これは、在留期間が無期限とされている永住者や「外交活動」を行う期間とされている外交の在留資格等についても同様である。したがって、5年の在留期間を許可されている外国人研究者であっても、再入国許可の有効期限を伸長することはできない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	○再入国許可有効期間の延長については、やむを得ない事情により有効期間内に日本へ再入国できない場合には、在留資格に関わらず、それを証する資料により「延長許可申請」を行うことができる。 ○このため、本提案ではこのような特例措置として延長が必要である外国人研究者に対して、受入機関よりの必要性等を証する資料を提出することで、個別の延長を認めていただきたいというのが趣旨であり、一律に再入国許可期間の延長を求めているのではない。 ○外国人研究者の在留期間が最大5年へ延長されていることからも、実際に即して延長するよう再度検討をお願いしたい。	C	I	再入国の許可の有効期間の延長の制度については、例えば、疾病・負傷等により旅行が困難である、期間内に再入国できる運送手段がないなど、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由がある場合に、海外において当該許可の有効期間を延長することができるという制度である。 しかしながら、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があるかどうかは個別に判断されるものであり、当該外国人を受け入れている我が国の機関から当該許可の期間の延長の必要性等を証する書類等が提出されたことをもって、再入国の許可の期間の延長を行うことはできない。	C	I	○本提案は、外国人研究者の在留資格の制度改正により、在留期間が最大3年から5年へ延長されたことから、再入国許可の有効期間についても実態にあわせて延長するよう提案を行っているものである。 ○外国人研究者の再入国許可の有効期間延長については、最大5年間の在留期間中に学会や共同研究等により頻繁に出入国を繰り返す場合がある。このため、このような特別な理由がある場合については、その理由や必要性を証する書類を提出することで、個別に判断できないか再度検討をお願いしたい。	C	I	入管法において、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は3年以内としているところであり、これは、在留期間が「無期限」とされている永住者や「外交活動」を行う期間とされている外交の在留資格等について同様であることは、前々回回答のとおりである。 また、同許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があるかどうかは個別に判断されるものであり、その理由や必要性を証する書類が提出されたことをもって再入国の許可の期間の延長を許可することはできないことは、前回回答のとおりである。	1081020	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
050100	再入国許可申請手続きの緩和	-	出入国港（空港等）には再入国許可の申請窓口は置かれていない。	○研究プロジェクト等に参加するため来日している外国人研究者は在留期間中に再入国を繰り返すことが多いことから、事前に出入国が予想される外国人研究者については、初めて日本に入国する際に入国審査後、出入国港（空港等）において当該申請手続きを可能とする。また、管轄の地方入国管理官署で事前に当該申請を行う時間的な余裕がない場合も考慮し、出国審査前に入国港（空港等）において当該申請を可能とする。 ○または、外国人研究者の負担軽減を図るため、当該申請のインターネット等を利用した電子手続きを可能とする。	○大型放射光施設SPring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。（特例措置：501～503、504） さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	○ 推薦科学公園では外国人研究者が特例措置501～503、504を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請は原則管轄の地方入国管理官署で事前に再入国許可の取得が必要である。 ○そのため、出入国時には出入国港において入国審査後及び出国前に当該申請を可能とすることで、研究者の負担を軽減したい。 ○また、管轄する地方入国管理官署が近くにない場合もあることから、あわせて申請の負担を軽減するためにインターネット等を利用した電子手続きが可能となるよう検討をお願いしたい。	貴省の前副大臣による「今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム」にて取りまとめられた「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」において、出入国管理手続きの合理化を図るとされ、インターネット等の利用も記されている。再入国許可申請において、本人が出頭の義務を負わないことから、インターネット等の電子手続きを導入し、申請者の利便性を高めることができないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	—	前回述べたとおり、再入国許可制度は、我が国に在留する外国人について、出国の必要性や在留状況等を勘案して総合的に判断した上で許否を決定しているものであることから、入国前の事前審査は困難であるとともに、在留している者であっても再入国が許可されない場合はあり、加えて、出入国者が集中する空港等において、すべての外国人についての出発時刻に合わせて許否の審査を行うことも現実的に困難である。 なお、再入国許可の申請については、前回回答のとおり、出入国管理及び難民認定法施行規則において、一定の要件を満たす者が申請を取り次ぐ場合には、研究者自身が出頭等の手続上の負担を負わなくても申請を行うことが可能とされているので、研究者自身の出頭がそもそも不要とされているものではない。電子申請の可否については、検討していくこととしている。	C	IV	○現行の再入国許可申請手続きは、管轄の入国管理局において標準処理時間が当日となっており、実際に数時間程度で許可されているこから、空港等の窓口においても再入国許可申請ができるよう再度検討をお願いしたい。 ○また、出入国港において短時間で処理を行うことが できない場合は、例えば海外からの長期滞在者については、来日前に母国にて在留資格認定証明書の事前審査を行うことが多いことから、あわせて再入国許可申請についても事前審査を可能とし、その適合性を審査の結果、許可の妥当性を証明する文書の発給を行い、出入国港においてこの証明書を提示すれば事前審査を終えているものとして扱っていただきたいと考えている。 ○また、管轄する地方入国管理官署が近くにない場合もあることから、あわせて、申請者の負担を軽減するためにインターネット等を利用した電子手続きが可能となるよう検討をお願いしたい。	C	IV	○来日前に母国にて在留資格認定証明書の事前申請にあわせて再入国許可申請の事前審査を行う場合、在留資格認定証明書の事前審査時に一定の審査を受けている、これに加えて、受入機関より再入国許可申請の必要性に関する書類を提出することで、個別に許可の妥当性を証明する書類の発給を行い、出入国港において証明書を提示すれば事前審査を終えているものとして対応できないか、再度検討をお願いしたい。 また、出国時についても、空港等での許可を希望する場合、申請者の責任において時間の余裕を持って申請することなど対応できないか、再度検討をお願いしたい。 さらに、特例措置として外国人のうち研究者に限定して対応できないか検討をお願いしたい。 ○電子申請の可否について検討していくこととしているとの回答をいただいている。このため、その検討スケジュールについてご教示いただきたい。	C	—	研究者に限定するかどうかにかかわらず、前回回答のとおり、再入国許可制度は、我が国に在留する外国人について、出国の必要性の他、当該外国人の在留状況等を勘案して総合的に判断した上で許否を決定しているものであることから、入国前の事前審査は困難である。 また、出国時の申請についても、出入国者が集中する空港等において、すべての国人についてその出発時刻に合わせて許否の審査を行うことは現実的に困難であり、さらに、在留している者であっても再入国が許可されない場合があるため、困難である。 なお、電子申請については、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（平成18年12月25日総合科学技術会議）」において、「研究者の在留資格に係る手続の簡素化」として、平成20年度に結論を得るよう提言されている。	1081030	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
050110	外国人研究者の配偶者に対する就労制限（週28時間以内）の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	法務大臣は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を得ようとする活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。	○「特定家族滞在活動」の在留資格に該当する外国人研究者の配偶者は、就労する場合、資格外活動許可申請を行えば就労可能であるが、その就労時間に制限（週28時間以内）がある。 そこで、「特定家族滞在活動」の在留資格を持つ配偶者については、就労時間の制限を週30時間未満まで緩和をお願いしたい。	○大型放射光施設SPring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。「特例措置：501～503、504） さらに外国人研究者の配偶者の就労制限を緩和し、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者について、週30時間未満までの就労時間の緩和を図ることで積極的な社会活動への参加を可能としたい。 ※社会保険が適用される労働時間は、常時の雇用関係にある週30時間以上と設定されていることから、週30時間未満までの就労時間の緩和を提案する。	C	IV	「家族滞在」の在留資格については、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養を受ける配偶者及び子として行う、日常的な活動が認められているのみであり、報酬を受ける資格外活動の許可は、本来の活動の遂行を阻害しない範囲において認めていくに過ぎない。 就労することを主たる目的として活動するのであれば、「家族滞在」の在留資格には該当せず、当該活動の該当する就労を目的とする在留資格への変更が必要である。 なお、報酬を受けるボランティア活動等による「積極的な社会活動への参加」は現状においても自由に行うことができる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本提案は、通常の常時雇用を目指すものではく、あくまで外国人研究者が長期に滞在する場合に、「家族滞在」の在留資格の範囲で外国人研究者の家族が経済面での生活向上や自己実現機会の充実を図るため、常時的雇用関係にならない週30時間未満までの就労時間の緩和について再度検討いただきたい。	C	IV	常時雇用であるかどうかにかかわらず、就労することを主たる目的として活動するのであれば、「家族滞在」の在留資格には該当せず、当該活動の該当する就労を目的とする在留資格への変更が必要である。 なお、週28時間を超える資格外活動についても、個別に申請することは可能である。	C	IV	「家族滞在」の在留資格については、原則週28時間を超える資格外活動許可は認められていない。このため、週28時間を超える資格外活動が可能となるのであれば、どのような場合に個別の申請が可能なのかご教示いただきたい。	C	IV	個別の申請は常時可能である。前々回回答のとおり、当該申請に基づき、本来の活動の逆行を阻害しないと判断されれば許可されることなる。	1081040	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省

05 法務省（第10次特区 最終回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050120	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していることが必要	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」（5号国際業務）への在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数（3年以上）の撤廃を求める。	○大型放射光施設SPring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。「特例措置：501～503、504」 さらに外国人研究者の配偶者については、母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」（5号国際業務）への在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数を撤廃することで規模的な社会活動の参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	播磨科学公園では外国人研究者が特例措置を活用し、長期（最大5年間）で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」（5号国際業務）への在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで規模的な社会活動の参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本提案は、一律に実務経験に関する要件（3年以上）を適用するのではなく、3年未満であってもその資質があれば、要件を満たすという判断ができないか検討をお願いしたい。 また、既に資格外活動で就労している場合については、その就労先から能力を証する資料を提出するなどにより個別に判断できないか検討をお願いしたい。	C	III	地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会構成員の人選、同協議会による審査に客観性、中立性が担保されることは困難であると考える。また、①年未満であってもその資質がある、「就労先から能力を証する書類を提出することにより個別の判断ができるか」という点については、その能力を客観的に評価することは困難であり、実質的に、単純に実務経験年数の緩和を行うことと同じになる。	実務経験年数の緩和については、客観的な指標として、例えば当該外国人の技術や知識レベルを量る新たな資格や審査基準等が示されれば、貴省において検討すると解してよいか。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	○在留資格に必要とされる能力については、一律の実務経験期間で判断するのではなく、実質的な能力を備えているか個別に判断を行うことが妥当であると考える。 このため、母国語を活用して就労する場合において、一律に3年以上の実務経験年数を必要としている理由をご教示いただくことをに、地方公共団体や民間企業、学識経験者等からなる協議会の審査や、就労先からの能力を証する書類を提出することにより個別の判断ができないか再度検討をお願いしたい。 ○また、地方公共団体や民間企業、学識経験者等からなる協議会の審査において、客観性や中立性を担保することは可能と考えている。このため、客観性や担保することが困難とする理由について教示いただきたい。	C	III	当該外国人の受入れを考えている者が当該外国人の評価を行えば、その評価から主観を完全に排除することは困難である。したがって、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会構成員の人選、同協議会による審査並びに就労先からの能力を証する書類により、客観性、中立性を完全に担保することは困難である。 実務経験年数については、少なくとも1年の実務経験があれば、当該業務に必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業した者と同等の技術もしくは知識を修得できると考えられることから個別の判断ができないかという点についてはどうか。 また、「客観的な指標」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状に同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	1081050	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
050130	税滞納者に対する納付請求権を徴収職託員に付与する	弁護士法第72条	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業としてはならない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤職託員である徴収職託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤職託員である徴収職託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤職託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為は、非常勤職託員が行うことは適切ではない」とされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする算加市においては、徴収職託員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴税更員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤職託員である徴収職託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とし、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	D	-	自治体の職員（職託職員、出向者など自治体と雇用契約を締結している者を含む。）が「納付社長の名で納付請求をすること」は、自治体の権限として自己の法律事務を取り扱っていると認められる限り、他人の法律事務」を取り扱っていることにならないため、弁護士法72条には問題とならない。	D	—	D	—	1082030	草加市	総務省 法務省
050140	地図混乱地域における、地目変更登記申請要件の緩和	不動産登記法第37条	地目について変更があった場合には、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更のあった日から1月以内に変更の登記をすることとなっている。	本人若しくはその代理人が行うこととされている、表題部に係る登記事項変更申請について、事業実施予定者が代行して行うことができる緩和する。 条件として、地権者の同意を原則とする。 が、連絡がとれない場合には権利保全の観点から、次の4点を満たして実施する。①通常の手続を行っても地権者と連絡をとることができない地域であること。②変更前には、変更の旨を公告し異議申立て を受け付けること。③変更は、事業に伴う一時的なものと し、事業終了後には、同一の地目と地積に復元すること。④公共性の高い事業に限ること。	本地域では、排水不良などの生活基盤と、農業基盤の整備が要望されていることから、土地改良事業を計画している。 地図混乱状態での導入は困難であり、規制緩和により整理したうえで事業化する。 なお、地籍調査も進められるが、同様の理由により進捗は極めて遅く、早期の解決は期待できない。 規制緩和の組み合わせとして、民間企業等の農地利用集積を図っている。事業の区域として想定している地域は、国営農業水利事業により基幹水利施設が整備され来場整備が計画されている約1,500haであり、地域の特性としては地図混乱地域である。	本地域は地図混乱地域であり、さらに複雑な土地利用形態であるため、あらゆる経営整備の障害となっているほか、個々の地権者も分筆や相続等で苦慮している。 かつて事業を断念しており、主な障害は2点ある。 第一は登記目的で土地の売買が行われた部分があり、その後適正な手続がなされておらず、所有者と連絡のとれない土地が多数介在している点である。各種手続きが実質上不可能となり推進できない。 第二は海岸地帯で防風林が散在しており、地目変更が不可欠である。 公図混乱地域において全地権者がそれぞれ変更資料を揃えて手続きを行うことは困難である。 原因の解決が図れなかったため、農林水産省に対して事業採択要件緩和や運用緩和を要望したが例外は認められないとのことであった。	D	-	土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第2条の規定により、土地改良事業を行う者が土地所有者等に代わって登記をすることができるため、要望事項は現行法令で対応が可能である。 なお、表示に関する登記の申請がされた場合には、実地調査を行い、申請の内容が真正であるかを確認するが、それによっても、現地において登記申請の対象となる土地を特定することができない場合には、申請に係る土地を特定することができないとして、却下することになる。 したがって、登記申請できる者の範囲にかかわらず、申請にかかる土地を特定することができない以上、同様の結論となる。	○当該地域は地図混乱地域であり、土地所有者と連絡がとれない場合には地籍調査も進まないと考えられ、このような地域の問題への対応につき、右記提案主体の意見も踏まえつつ、法務省として何らかの解決策を検討できないか。 「また、土地改良法第5条第1項の規定によると、土地改良事業を行う場合には、まず一定の地域を定め、都道府県知事の認可を受けて土地改良区を設立する必要があるが、提案者の地域は地図混乱地域であり、土地所有者と連絡がとれないことから、土地改良法第5条第7項の規定による「建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地で、土地改良法第5条第1項の一定の地域を定めるには、その土地に係る関係権利者全員の同意がなければならない」という条件を満たすことができず、まずもって土地改良区の設立ができないことになる。よって、提案者の意図することは、困難であると考え、その場合には、C回答となるがどうか。	C	—	地図混乱地域の解消については、法務省の重要な課題であり、これまで、地図混乱地域についての実態調査及び基準点設置作業を実施しているほか、地図整備を緊急に必要とする都市部の地図混乱区域においては、重点的に登記所備付地図の作成作業を実施しているところである。	右記提案主体の意見を踏まえ検討し、回答されたい。	本地域は、登記と実態の乖離が著しいため、地域整備の障害となっている、地図混乱に起因する問題も多く、影響は多岐にわたるため改善要望は強い。本年度は集中審査による大規模に冠水するなど整備の緊急性も高い。よって、本地域の特異性と緊急性を鑑み、規制緩和が困難な場合には、重点的に対策を講じる地域と、早急に対応していただきたい。 また、仮に登記を明確化しても、適切な更新がなされないと時間とともに乖離するため、登記を担保し権利保護と公益向上の両立を図る包括的な制度改正等、とは、その意図する趣旨が不明であり、要望に応じることはできない。	C	—	不動産登記法の特例を設けることによって地域整備の障害が解決されるものではないこと及び地図混乱地域の解消について、その緊急性、必要性に応じて法務省が各種施策を講じていることについては、既に回答したとおりである。 また、「登記を担保し権利保護と公益向上の両立を図る包括的な制度改正等」とは、その意図する趣旨が不明であり、要望に応じることはできない。	1088010	波崎土地改良区	法務省 農林水産省
050150	外国人労働者の雇用基準の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していることが必要	先進生産設備を導入しているジュエリー工場において、①制御による高度加工工程の前後処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目処に、外国人の雇用基準を緩和する。	IT系設備を年間一定以上投資（例えば1千万円以上）しているジュエリー企業について、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的には有期用条件を「現業の経験または労働研修を2年以上」とする。	「先進的な設備投資を国内で積極的に実施し、手作業との組み合わせにより、これまでにできなかった高度な商品作りにチャレンジできる。 ②工場の海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、地域経済の発展に寄与できる。 ③設備投資の実施を通して、経済波及効果も期待できる。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	III	地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会構成員の人選、同協議会による審査に客観性、中立性が担保されることは困難であると考える。 技術や知識の裏付けがないまま実務経験年数の緩和を行うことは、真にそうした技術等を持たない者を技術者として受け入れることにつながることから、緩和することは困難である。	実務経験年数の緩和については、客観的な指標として、例えば当該外国人の技術や知識レベルを量る新たな資格や審査基準等が示されれば、貴省において検討すると解してよいか。		C	III	「客観的な指標」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	1109150	株式会社 光彩工芸、社団法人日本ニュージャネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省
050160	刑務所の給食の民間委託における入札制度の導入	-	-	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数にとっている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数にとっている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数にとっている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	E	-	職員食堂の民間業者への委託については、既に多くの施設で導入されており、公明正大に行われている。 また、国の庁舎等の使用については、「国の庁舎等の使用及び収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日付け蔵管第1号）」により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができるとされており、その相手方の選定に当たっては、原則として公募によって選定するものとされていることから、各施設において、保安管備上の支障など、個々の事情を勘案した上で適切に相手方を選定しているところ、刑務所の職員食堂については、国家公務員共済組合法に基づき、国の施設を無償で組合の利用に供することができることされているため、同組合に使用許可の上、これを委託している施設が多い実情にある。 なお、同組合が国の施設を使用し、業者に経営を委託して福祉事業を行う場合の業者の選定については、業者の選定をできる限り公募により選定するものとされている。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	公明正大に公募されているとのご回答であるが、そうであるならば、現在、毎年同じ、法務省関係の共済会や個人商店に委託されている事実をどう判断されるか、事実調査を御願いしたい。	E	—	国の庁舎等の使用については、「国の庁舎等の使用及び収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日付け蔵管第1号）」により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができるとされており、その相手方の選定に当たっては、原則として公募によって選定するものとされていることから、各施設において、保安管備上の支障など、個々の事情を勘案した上で適切に相手方を選定しているところ、刑務所の職員食堂については、国家公務員共済組合法に基づき、国の施設を無償で組合の利用に供することができることされているため、同組合に使用許可の上、これを委託している施設が多い実情にある。 なお、同組合が国の施設を使用し、業者に経営を委託して福祉事業を行う場合の業者の選定については、業者の選定をできる限り公募により選定するものとされている。			E	—	1109290	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省
050170	「投資・経営」の在留期間の伸長（高度人材に係るもの以外を含む）	出入国管理及び難民認定法第2条の2	外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えることができない。	「投資・経営」の在留期間3年から5年へ伸長（高度人材に係るもの以外を含む）する。	「投資・経営」（高度人材に係るもの以外を含む）の在留期間（3年または1年）を5年または3年または1年、に改め、同資格での在留を最長5年間できるようにする。	政府が推進する対日投資の拡大（今後5年間で対GDP比倍増）という国際方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり人国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「投資・経営」の在留期間の伸長（高度人材に係るもの以外を含む）を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C	I	高度人材の在留期間の伸長については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で検討することとされており、さらに同計画において在留外国人の入国後のチェック体制の強化も求められている。 在留管理の見直しについては、現在、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等において検討を行っていることで方であり、その結論及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする研究者、「技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討を行っていることとしている。 なお、高度人材以外の外国人に係る在留期間の伸長については、高度人材に関する検討の結果を踏まえ、可否を含めて検討すべきである。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「投資・経営」については、規模、自ら貿易その他の事業に投資し経営する場合と本邦において事業の経営を開始した外国人等にかわって管理を行う場合に分けられる。前者の自ら投資し経営する外国人にとっては、事業が定着するまでの間は経営に専念することが必要であり、その事業が定着するまでは5年程度を必要とする。 「投資・経営」の在留資格のうち、特に、事業に直接投資し経営する外国人の場合に限り、在留期間を3年から5年に伸張するよう再提案する。（但し、高度人材に係るもの以外）	C	I	「その事業が定着するまでは5年程度を必要」とする根拠が不明確である上、前回回答のとおり、高度人材以外の外国人に係る在留期間の伸長については、高度人材に関する検討の結果を踏まえ、その可否を含めて検討すべきである。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	高度人材の在留期間の伸張については、改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする研究者（IT技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸張について検討を行っていることとしている。「投資・経営」の在留資格のうち、特に事業に直接投資し経営する外国人に限っては、高度人材と同じく対日直接投資促進において重要であり、高度人材の在留期間の伸張に合わせ、当該外国人の在留期間についても伸張するよう再提案する。	C	I	高度人材については、「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ（平成18年6月22日外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム）」及び「日本経済の進路と戦略（平成18年12月26日経済財政諮問会議）」において、「専門的・技術的分野の外国人のうち、特に優秀な外国人研究者等」として特に優れた専門的知識・技術を有することが必要とされている。 したがって、「事業に直接投資し経営」していることもって高度人材と同一のものとして位置づけることはできない。	1110010	兵庫県、神戸市	法務省
050180	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していることが必要	「技術」の必要経験年数10年から4年に緩和する。	「技術」の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大（今後5年間で対GDP比倍増）という国際方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり人国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「技術」の必要経験年数の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C	III	客観的な指標が存在しないにも関わらず、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるおそれのあるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を10年から4年に緩和するよう提案している。また、貴省からの回答で「客観的な指標が存在しないにも関わらず」とあるが、逆に、10年間という必要経験年数における客観的な根拠は何か、お聞きしたい。	日本に進出する外資系企業が本国から技術者を必要とする場合に、10年間の技術経験を要求することは、対日直接投資を促進する観点から適当ではないと思われる。技術の進歩が著しい現在において、10年間という期間は長すぎるとともに、4年間の実務経験により技術を習得すれば、大学卒と同程度の技術習得は可能と思われるため、必要経験年数を10年から4年に緩和するよう提案している。また、貴省からの回答で「客観的な指標が存在しないにも関わらず」とあるが、逆に、10年間という必要経験年数における客観的な根拠は何か、お聞きしたい。	C	III	地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会構成員の人選、同協議会による審査に客観性、中立性が担保されることは困難であると考える。 なお、実務経験年数については、少なくとも10年の実務経験があれば、当該業務に必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業した者と同等の技術もしくは知識を修得できると考えられることから定めているものである。「4年間の実務経験により技術を習得すれば、大学卒と同程度の技術習得は可能と思われる」というだけでは、技術等の裏付けがないまま実務経験年数の緩和を行うことなり、真に技術等を持たない者を技術者として受け入れることにつながる。	実務経験年数の緩和については、客観的な指標として、例えば当該外国人の技術や知識レベルを量る新たな資格や審査基準等が示されれば、貴省において検討すると解してよいか。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	日本の情報産業や製造業等においてIT技術者が不足し、海外からのIT技術者の派遣依頼が増加している。また、IT技術者は10年間に満たない実務経験であっても高い技術力を有している者もあり、日本企業において十分な資質と実績を上げることが出来る。このような状況を踏まえ、「技術」をIT技術者に限定し、日本におけるIT技術者の受入企業が、実務経験年数4年以上の者のうち、技術力を確認の上身元引き受けの確認文書を県市に提出し就労を担保することにより、必要経験年数10年の緩和を再提案する。	C	III	当該外国人の受入れを考えている者が当該外国人の評価を行えば、その評価から主観を完全に排除することは困難である。したがって「日本における「技術者の受入れ企業が、技術力を確認することについて、客観性、中立性を完全に担保することは困難である。 また、「客観的な指標」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	1110020	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省

05 法務省（第10次特区 最終回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050190	「人文知識・国際業務」（うち人文知識）の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれに同等以上の教育を受けて又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していることが必要	「人文知識・国際業務」（うち人文知識）の必要経験年数10年から4年に緩和する。	「人文知識・国際業務」（うち人文知識）の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大（今後5年間で対GDP比倍増）という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「人文知識・国際業務」（うち人文知識）の必要経験年数の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められない検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	日本に進出する外資系企業が本国から人文知識を有する者を必要とする場合に、10年間の人文知識に関する経験を要することは、対日直接投資を促進する観点から現実ではないと思われる。技術の進歩が著しい現在において、10年間という期間は長すぎるとともに、4年間の実務経験により技術を習得すれば、大学卒と同程度の知識習得は可能と思われるため、大学卒と同程度の知識習得は可能と思われる）というだけでは、知識等の裏付けがないまま実務経験年数の緩和を行うことなり、真に知識等を持たない者を識者として受け入れることになりかね。	C	III	地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会構成員の人選、同協議会による審査に客観性、中立性が担保されることは困難であると考える。 なお、実務経験年数については、少なくとも10年の実務経験があれば、当該業務に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業した者と同等の知識を修得できると考えられることから定めているものである。「4年間の実務経験により知識を習得すれば、大学卒と同程度の知識習得は可能と思われる」というだけでは、知識等の裏付けがないまま実務経験年数の緩和を行うことなり、真に知識等を持たない者を識者として受け入れることになりかね。	実務経験年数の緩和については、客観的な指標として、例えば当該外国人の技術や知識レベルを量る新たな資格や審査基準等が示されれば、貴省において検討すると解してよいか。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「人文知識、の在留資格により日本で就労する場合は、事務系の仕事が基本となる。その場合、日本語、日本の文化、日本の社会情勢等に精通することが必要となる。それらを担保する手法として日本語検定が考えられる。日本語検定1級に合格することは、前述の日本の文化や社会情勢等にも精通していると想定されたれることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	C	III	日本語検定1級に合格したことのみをもって、当該外国人が従事しようとする業務について実務経験6年相当の知識を有していると評価することは困難である。 また、「客観的な指標」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的な技術、技能レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	1110030	兵庫県、神戸市	法務省
050200	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件を1年から6か月に緩和する。	「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6か月以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大（今後5年間で対GDP比倍増）という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	在記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	外国の会社が、日本に支店等を設置するにあたり、支店長等責任者を配置する場合、例えば、日本のビジネス事情に精通した外国人を雇用し配置するにあたり、外国の本社等で1年間の関連業務に従事しなければならないとなると、日本進出の好機を逃す恐れがある。そこで、外国企業の日本への進出を促進するため、日本に設置する支店等の責任者に本社の責任者である外国人を配置する場合に限り、「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件を1年から半年に緩和するよう再提案する。	C	III	本社の責任者であるような外国人であれば、1年の関連業務経験期間を満たすことは現実的であると考えられ、また、外国での業務従事経験がなくても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。	提案主体が提示している招聘に断念した企業の具体的なニーズを踏まえ、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	III	規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）において、企業内転勤において求められる就業経験要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討することとされており、代替要員によってもまかなうことができないような人材が対象となっている。 加えて、対日直接投資を促進する観点とあるが、そもそも、なぜ「6か月」であれば十分なのか、「6か月」とした場合に高度な技術・知識等を有する外国人がこれだけ転勤し、それによってどれだけの対日投資額の増加が見込まれるのかについて、計算方法も含め、具体的・定量的な根拠がまったく不明である。	1110040	兵庫県、神戸市	法務省
050210	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加	平成16年2月26日付け法務省管在第1181号	在留資格「留学」をもって在留していた外国人が、所属していた大学等の推薦などを受けて卒業後に就職活動を行う場合は、最長180日間の在留を認められることとなっている。	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に指定する。	政府が推進する対日投資の拡大（今後5年間で対GDP比倍増）という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加することによって、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	本邦において事業の経営を開始してその事業の経営を行う活動については、就労資格である「投資・経営」の在留資格に係る活動に該当すると考えられることから、当該在留資格への変更を行うことが必要である。	留学生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就職活動の180日間よりも日数が必要となることが考えられ、また卒業後にすぐ「投資・経営」の在留資格を得ることが難しいと考えられることを踏まえ、特定活動として在留資格を付与することができないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	外国人が本邦において、貿易その他の事業を投資・経営する場合は、事務所及び常勤職員を確保した上で、「投資・経営」の在留資格を得ることができる。留学生が卒業したあと起業する場合は、「投資・経営」の在留資格を得ることができるか、市場調査・販路開拓・資金集め・事務所開し等の起業するための間の活動を「特定活動」として許容される活動に追加するものである。	C	III	「留学生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就職活動の180日間よりも日数が必要となることが考えれ、とあるが、就労活動に当たらないものであれば市場調査・販路開拓・資金集め・事務所開し等の起業準備活動は在学中からでも行うことは可能である。 「この場合であっても、「留学」の在留資格を有する者としての活動を継続して行っていなければならないことは明らかである。」 また、「起業するまでの間の活動を「特定活動」として許容」とあるが、起業準備活動がどの段階からこの段階をいうのか、どれだけの期間があれば確実に起業できるのか等を一律に定めることは困難であり、また、起業活動中の留学生の在留、起業に失敗した場合の当該留学生の帰国までについて、十分に責任ある管理がなされる必要があるが、困難である。	留学生が卒業後に行う起業活動について、例えば、現行で認められている就職活動と同様に、大学において起業活動を相談・支援する体制が整っていることなど一定の要件を課した上で、在留資格「短期滞在」で最長180日間の在留を特区として認めることは検討されてもよいと考える。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	兵庫県・神戸市は古くから中国との経済交流等が盛んであり多くの中国人等が経済活動を行っている。また、神戸大学等は多くの中国人留学生を受け入れ、卒業生には中国との関係を活かした起業を行う者も多く存在する。このような状況を踏まえ、対日直接投資を促進するために、現在は認められていない留学生の起業活動期間（大学等を卒業後、法人設立登記までの期間）について、180日間の在留を認められている卒業後の就職活動と同様に、在留を認めるよう再提案する。なお、外国人の起業を支援するジェトロIBSCが運営するテンポラリーオフィスが最長100日間（営業日）使用できることを考慮しても、180日間が適当であると考える。	F	—	優れた起業・経営能力を有する有望な外国人留学生が、卒業後、起業活動を継続するために在留資格「短期滞在」で最長180日間在留できるよう、起業活動の実態を踏まえ、不正な在留を防止する観点も含めて、その実施方法、実施に際し必要となる要件や適用対象の範囲などについて具体的に検討する。	1110050	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
050220	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう措置することとなっている。	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人に扶養される親の日常的活動を在留資格「特定活動」として許容される活動に指定する。	政府が推進する対日投資の拡大（今後5年間で対GDP比倍増）という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の入国を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるとろ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていないなか上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合に、現在も個別の判断により在留を認めていることできる。	配偶者及び子については、在留資格「家族滞在」として在留が認められており、親については移民の受け入れ政策とは関係ないと思われる。技術の進歩が著しい現在において、10年間という期間は長すぎるとともに、4年間の実務経験により技術を習得すれば、大学卒と同程度の知識習得は可能と思われるため、大学卒と同程度の知識習得は可能と思われる）というだけでは、知識等の裏付けがないまま実務経験年数の緩和を行うことなり、真に知識等を持たない者を識者として受け入れることになりかね。	C	I III	今後実施される「特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親に関する在留資格に係る特例措置」は、各国がその専門的な知識や技術の獲得を争うなか、より高度な知識や技術を有する外国人研究者等が、職場をかえることなく人質できるよう、その同居する親について特例措置をとるものである。 しかし、本提案のように、一般の在留資格を有する外国人のすべてについて同様の措置をとることは、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲を拡大することとなり、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていないなか上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 なお、「本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合」というのは、個々により状況がまったく違うのであるから、一般的、一律的に基準化することは困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって自己の収入を得て生活することができない親については、一定の要件のもとで入国できるよう措置されることなっている。「投資・経営」の在留資格のうち、特に事業に直接投資し経営する外国人は、外国人研究者及び外国人情報処理技術者と同じく対日投資促進において重要であり、上記の外国人研究者及び外国人情報処理技術者の親の入国措置にあわせて、事業に直接投資し経営する外国人に限定しての親の入国を許容されるよう再提案を行う。	C	I III	高度人材については、「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ（平成18年6月22日外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム）」及び「日本経済の進路と戦略（平成18年12月26日経済財政諮問会議）」において、「専門的・技術的分野の外国人のうち、特に優秀な外国人研究者等」として特に優れた専門的知識・技術を有する者とされており、これを踏まえ、「事業に直接投資し経営していることもてって、改正入管法において加えられた特定研究者等の高度人材と同一のものとして位置づけることはできない。	1110060	兵庫県、神戸市	法務省
050230	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築（国際防災協力特区）	平成10年1月20日付け海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ	大規模災害発生時における海外からの支援受入れについては、政府の対処方針に基づき、関係省庁が連携して迅速かつ円滑に対応することされている。	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることなる海外支援物資等を受け入れるため、 税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。 しかし、海外から支援物資（緊急支援物資、備蓄物資等）の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。 また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れている。台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、時特都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	E	-	大規模災害発生時において、海外からの支援受入れが決定された場合には、平成10年1月20日付け「海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ」について、関係省庁が連携して迅速かつ円滑な対応を実施することなっており、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、可能な限り協力し、関係省庁との緊密な連携の下、入国手続の迅速化を図ることとしている。 なお、海外からの支援受入れそのものについては、政府において判断されるものと考えている。	○貴省の回答には、「大規模災害発生時においては関係省庁が連携して迅速かつ円滑な対応を実施することなっており、出入国手続きについても、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、関係省庁との連携の下、入国手続きの迅速化を図ることとしている。」とあり、現行規定により対応可能であると考えられ、その場合には回答であるがどうか。 ○また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	別様あり、見貴の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 ①「海外からの支援受入れそのものについて、政府において判断されるものと考えている」との考え方の根拠等について。 ②国境・孤立型離島等の特異な環境、緊急災害時における国際防災協力の必要性等をふまえた、恒定等を踏んだ国外地方公共団体からの支援受入れに必要な措置について、「町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等。 ③海外の医師、看護師、地方公共団体職員を含む防災協力要員の受入れについて。 ④「国境地域」に対する認識・取り組みについて。	D	—	以下、意見書に基づいて回答する。 「与那国町としては、災害対策基本法第8条に基づき、外国からの支援の受入れを行うことは、町長が当該市町村防災計画に盛み実施することと考える。」とあるが、防災基本計画（平成17年7月中央防災会議決定）において、海外からの支援の受入れについては、同法第24条又は第18条のに基づいて内閣総理大臣が設置する非常対策本部又は緊急災害対策本部が検討することされていると承知している。 「海外からの支援受入れが決定された場合の受入れに必要な措置について、あらかじめ貴町と関係機関との間で協議することは現行でも可能と考えられ、特区の特例措置として行う性質のものではなく考える。 また、入国管理局職員が常駐していない地域であっても、非常時には、最寄りの入国管理官署から職員を派遣して審査を行わせることは可能である。その際、別省する医師団等の入国審査を円滑・迅速に行うため、例えば、非常時に派遣される医師等を事前に登録しておくといった手法は有効であると考える（当然、別省時には本人確認を行うことなる。） 非常時における国境地域への対応については、特定の省庁ではなく、政府全体において判断されるべきものと考える。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	災害対策基本法第8条第2項第15号が定める国及び地方公共団体の「海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項」について、同法は地方公共団体の長による支援受入れ等に特段の規制を設けているものではないと認識する。 他方、災害相互支援協定を結んだ国外地方公共団体等からの円滑・迅速な支援物資の受入れに向けて、国際防災協力特区としてこれに必要な所管省庁との事前調整を図りたい旨申し述べたところ、「あらかじめ貴町と関係機関との間で協議することは現行でも可能」との回答を得たこと、特に海外の防災人力要員（医師、看護師、地方公共団体職員等）の受入れに関して、「入国管理局職員が常駐していない地域であっても、非常時には、最寄りの入国管理官署から職員を派遣して審査を行わせることは可能である。その際、別省する医師団等の入国審査を円滑・迅速に行うため、例えば、非常時に派遣される医師等を事前に登録しておくといった手法は有効」との御教示を得たことは大変有意義かつ有益と認識している。よって、本町としては、「医師等の事前登録」等について貴省及び関係機関と事前の調整を行い、今後、その成果を国際防災協力のモデルとして結実させたいと考えている。	D	—	1113020	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府
050240	行政書士による商業・法人登記の実証実験	司法書士法第3条第1項第1号・第2号・第5号、第73条第1項、第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可に必要な商業・法人登記（付随業務）に関し、一定期間行政書士を代理人として行わせる。	京都地方法務局管内において、京都府行政書士会が推薦した行政書士が、自ら受託した許認可に関し、代理人として商業・法人登記を行うことを一定期間試験的に実施する。	商業・法人登記の行政書士への開放につき、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握する方法として、実証実験が最も迅速で且つ正確である。法的担保能力に関しては、行政書士にその資質が備わっていることは貴室からも活務省への「再検討要請」の記載とおりである。京都府行政書士会及び立命館大学大学院は、「新会社法」を中心とする「会社法Ⅰ」を設け、既に講目最終を終えている。次に、京都における許認可の行政書士の受託率は高く、新会社法に基づく「制度設計を望む企業は多いため、許認可に絡む商業・法人登記の必要性が高い。（詳細 別様 参照）	C	I	利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。			C	I						C	I		1122010	個人	法務省
050250	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号・第2号・第5号、第73条第1項、第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び提出手続、オンライン申請手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	商業・法人登記申請において、行政書士が申請書の作成及び提出手続、オンライン申請手続「行政書士用電子証明書」の使用」を行う。	法務省は今年、通達及び告示により、司法書士に対して、行政書士業務である「定款作成及び電子定款作成代理」を認めた。資格者間の相互乗り入れの観点から、行政書士に対して、司法書士業務である「商業・法人登記の申請書作成・提出、オンライン申請手続（オンライン申請での「行政書士用電子証明書」の使用）」を認めるべきである。 商業・法人登記申請は、「実体手続きである定款又は電子定款、株主総会議事録等（申請に添付する書類となり、以下「添付書類」という）の作成、及び「申請書作成・提出、オンライン申請」で行われる。「添付書類作成」は行政書士業務であり、「申請書作成・提出、オンライン申請」は司法書士業務である。ところが、日本行政書士会連合会が反対しているにもかかわらず、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民商第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で「商業・法人登記の申請書に司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された場合において、他に却下理由がないとは、当該申請を受理して差し支えない」と通達により司法書士に対して定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用「司法書士による電子定款作成代理」を認めたのである。司法書士に対してのみ、司法書士法改正によらず、通達及び告示により、行政書士業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いである。相互乗り入れの観点から、行政書士に対しては司法書士業務を認めるべきである。 申請書は、A4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部から登記事項を転記して作成するものであり、「添付書類作成」をした行政書士にとっては、引き続いて容易に作成できるものである。「定型的かつ容易」な申請書作成を行政書士に対して認めないのは、過度の参入規制・過度の司法書士職域保護である。	C	I	商業・法人登記の申請業務は高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱うために十分な適格性を有しているとされが、行政書士については、このような適格性が担保されているとはいえないから、商業・法人登記の申請業務を資格者以外の者が行うことは認められていない。 なお、利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	補足資料のとおり、行政書士は「申請書の作成・提出手続」に関し、「必要な知識及び能力」が担保されており、十分な適格性を有している。法務省は今年、通達及び告示により、司法書士に対して、行政書士業務である「定款作成及び電子定款作成代理」を開放したが、司法書士に「定款作成及び電子定款作成代理」を扱う適格性が担保されているか、疑問がある。司法書士業務である「申請書の作成・提出手続」をもって、「定款作成及び電子定款作成代理」を扱う適格性が担保されているとはいえない。国民の利便性の向上の観点、資格者間の相互乗り入れの観点から、行政書士へ登記申請業務の一部である「申請書の作成・提出手続」を開放すべきである。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱うために十分な適格性を有するといえるが、行政書士については、定款や行政庁への許認可の申請書類等の書面の作成や申請書類等の提出手続の代理等をしていることもって、これが担保されているとはいえないことから、商業・法人登記の申請代理を資格者以外の者に行わせるのは相当ではない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	法務省は、会計専門職の公認会計士に対し、付随行為として「申請書の作成及び申請代理」を認めている（昭和35年3月28日民事甲第734号）が、一方、定款等実体手続の書類作成を業としている法律専門職の行政書士に対して認めないとは、整合性がない。公認会計士試験の出題科目に商業登記法は含まれていないが、法務省は、公認会計士に「必要な知識及び能力」があると認めている。行政書士に商業登記法研修を義務付ければ、少なくとも公認会計士が持つ「必要な知識及び能力」は習得できる。法務省は、行政書士は「必要な知識及び能力」を習得できないときめつけているが、入り時つ能力や実務経験、可能性を全面否定する極端な暴論である。	C	I	利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを調査することしており、その調査結果に基づいて、商業・法人登記業務の制度見直しについて検討することとしている。	2001010	行政手続センター	法務省